

基本目標3. 安全で安心なすがすがしいまち 《生活環境の保全》



水質汚濁、土壌汚染*、光化学オキシダント*の発生、石綿（アスベスト*）やポリ塩化ビフェニル（PCB*）の処理問題など様々な環境問題が全国的に発生しています。本市においても大気汚染*、水質汚濁などの公害*のない安全・安心なまちづくりが求められており、発生源対策や汚染源の改善、および監視体制の強化や啓発に取り組みます。

現状と課題

（1）大気汚染*

- ① 市内の窒素酸化物*（NO_x）、硫黄酸化物*（SO_x）などの大気汚染物質測定結果は環境基準*を達成し、大気はほぼ良好な状態にあります。しかしながら、近年、PM2.5*（微小粒子状物質）や光化学オキシダント*の県内への移流など広域的な大気汚染が危惧されています。
- ② 最近の生活苦情対応は、落ち葉焚きなどの野焼きによる煙害が多く、市民の意識啓発が必要になっています。また、薪ストーブについての通報も増加傾向にあり、適正な薪の使用や周囲への配慮などを啓発することが必要です。
- ③ 東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、放射能汚染*に対する意識に変化が生じました。市民の安全、安心を確保するため、放射能汚染の正確な情報の収集が必要です。

（2）水質汚濁

- ① 塚間川などの河川の汚濁の程度を示す BOD*は、環境基準*は満たしているものの、年によって変動があります。今後も引き続き、監視していくとともに、汚濁物や灯油の流出などが発生しないよう努めることが必要です。
- ② 諏訪湖では、アオコの発生が減少し、水質は少しずつ改善しているものの、アメーバの死がいによる悪臭の発生など新たな課題が生じています。このため、より一層、諏訪湖浄化対策に取り組むことが必要です。
- ③ 横河川は豊かな生態系を育むと同時に上水道の水源でもあります。不法投棄などによる水質の悪化を防止するなど、横河川の環境を守るための取組が必要です。
- ④ 地下水は、上水道の水源でもあるため、地下水汚染*の防止は重要な課題となっており、水の循環利用も含めて水資源の保全が必要です。工場の排水管理と、地下水質モニタリング*を継続して監視していく必要があります。

（3）土壌汚染*

本市においても、土壌汚染対策法に基づく指定区域が存在しています。今後の状況も注視していく必要があります。

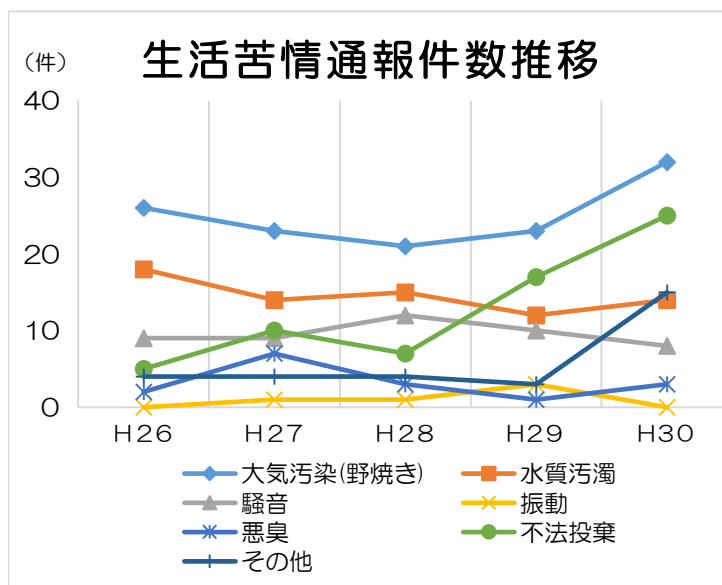
（4）騒音、振動、悪臭

騒音、振動、悪臭は、感覚公害に分類され、人により感じ方が異なり、また地域性が強く、日常生活に関係が深い問題です。このため、『騒音規制法』、『振動規制法』、『悪臭防止法』に基づく規制基準の遵守など適切な指導に努めることが重要になります。

(5) ごみの不法投棄、ポイ捨て

近年、本市においては不法投棄が増加傾向にあります。不法投棄やポイ捨ては本市の生活環境を低下させるだけではなく、生態系*へも悪影響を及ぼします。また、山林やまちなかに捨てられたごみは、水路や側溝を通じて河川などに流出し、最終的には海洋ごみ*となっていますので、内陸部にある本市も海洋ごみ問題と無関係ではありません。

『岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例』などの周知と啓発活動、および監視を行うとともに、環境への影響について啓発していくことも必要です。



出典：岡谷市市民環境課

施策と取組

(1) 総合的な生活環境保全対策の推進

① 大気汚染*・水質汚濁・土壌汚染*の防止

- ・ 県や関係機関と連携して、PM2.5*（微小粒子状物質）および光化学オキシダント*の濃度の適切な監視と正確な情報の提供に努めます。
- ・ 農作業によって発生した下草や少量の落ち葉焚き以外の野外焼却は違法であること、野焼きを行う際には、時間帯や風向きなど周囲に配慮して行うことを周知します。
- ・ 薪ストーブの適正な利用方法を周知します。
- ・ オゾン層*保護のため、関係機関と連携し事業所におけるフロン*類などの使用削減を働きかけます。
- ・ 市内の代表する地点で空間放射線量を測定し、その結果を公表します。
- ・ 空間放射線量の常時監視を行う県と連携して、情報を公表するとともに、適切な措置をとります。
- ・ 保育園や学校の給食用食材について、放射能検査を実施し、安全な給食の提供に努めます。
- ・ 実施中の河川水質調査、地下水質モニタリング調査*、地下水質追跡調査*などを継続実施し、実態を把握して水質監視を行います。
- ・ 下水道普及率の向上に努めるとともに、下水道の適正な利用に関する啓発と、適正な維持管理の推進を図ります。
- ・ 家庭などで使う食用油は「使いきり」を呼びかけ、やむを得ず廃棄する場合は、適切な処理を働きかけます。

- 漏油事故防止と、事故発生時の適切な通報などについて啓発を行います。
- 減農薬栽培や適肥栽培など、農薬や肥料の適正使用を呼びかけます。
- 事業者などに対して、『公害防止条例』などの遵守に関する指導に努め、関係機関と協力し、施設の適切な維持管理要請、および公害防止対策や、排水や排ガスなどの排出基準値を遵守するよう指導します。また、使用する有害化学物質を適正管理するように周知し、有害化学物質への対策について、国、県の動向を把握し関係部署に情報を提供します。

② 騒音・振動・悪臭防止

- 事業者などに対して、公害防止条例の遵守に関する指導に努めます。(必要に応じて公害防止協定)
- 騒音、振動、悪臭を防止するための必要な監視と、苦情に対する適切な処理に努めます。
- 騒音、振動、悪臭の発生施設を有する事業所に対して、施設の適切な維持管理要請、および騒音、振動、悪臭防止対策の指導を行います。
- 施設や設備の導入時などに騒音、振動、悪臭の影響が危惧される場合には、計画段階で対策を行うよう指導に努めます。
- 住宅と工場の混在地区では産業振興などの施策と連携し、騒音、振動、悪臭公害の防止に努めます。
- 建設作業に伴う騒音、振動を防止するため監視と適切な指導を行います。
- 主要道路の自動車騒音測定、公害苦情調査などにより状況を把握し、必要な是正を行います。

(2) 不法投棄・ポイ捨ての防止

① 監視体制の強化

- 不法投棄の防止を図るため、県、周辺市町村などと連携しパトロールの実施と防止看板設置などにより周知を図ります。
- 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』や『岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例*』に基づき、適切な指導を行います。

② 啓発活動の展開

- 不法投棄やポイ捨てについて市報、ホームページなどを活用して周知し、モラルの向上を図ります。
- 『岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例*』に関する広報などを行い、条例の趣旨を周知することにより、ポイ捨ての防止を図ります。

③ ごみの流出の防止

- 水路や側溝の清掃を行い、ごみや泥が河川などに流出することを防止します。



目標指標・数値

《指標名》

(1) 生活苦情対応件数

生活苦情対応件数の推移の把握と周知、啓発活動を行うことによって、減少を図る。

① 野外焼却（野焼き）件数

違法な野外焼却の削減とともに、生活環境に配慮した焼却を推進する。

② 漏油事故件数

灯油などの漏油事故の削減により、水質汚濁を防止する。

③ その他の対応件数

騒音、振動など①、②に該当しない苦情の対応件数。

(2) 生活苦情防止に関する啓発回数

看板設置や市報、新聞掲載、パネル設置などの啓発活動回数。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 30（2018）年度	令和 6（2024）年度
(1) 生活苦情対応件数	96 件	77 件
① 野外焼却（野焼き）件数	20 件	16 件
② 漏油事故件数	25 件	20 件
③ その他の対応件数	51 件	41 件
(2) 生活苦情防止に関する啓発回数	29 回	35 回



目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

大気・水・土壌を汚さない配慮

- ・ 公共交通機関を有効に利用する、駐停車時にアイドリングストップ*を行うなどにより排気ガスによる大気汚染*を防ぎましょう。
- ・ ストープの煙突や厨房の排気は、高さや向きなど近隣に配慮し、薪などの燃料は適切なものを使用しましょう。
- ・ 灯油が流出しないよう防油堤の設置をするとともに、老朽化などによる灯油タンクや配管などの破損がないよう管理を行い、給油には十分注意しましょう。
- ・ 下水道に生ごみや異物を流さないなど、適正な利用に努めましょう。
- ・ 合併処理浄化槽を設置している家庭では適切な維持管理を行い、排水基準を守りましょう。
- ・ 下水道の供用が開始された場合は、速やかに下水道に接続しましょう。
- ・ 廃油類を地面に浸透させたり、河川へ放流するなどの行為は絶対にしないようにしましょう。
- ・ 植物は空気浄化作用があるため、草花、樹木、生垣などを育てましょう。

野外焼却（野焼き）

- ・ 家庭から出るごみや剪定枝の焼却は法律により禁じられています。少量の落ち葉焚きは可能ですが、時間帯や風向きなどを考慮して、近隣の迷惑にならないように配慮しましょう。

生活騒音の発生防止

- ・ 湯沸かし器やボイラー、エアコンの室外機などは低騒音型を選択し、近隣に影響の少ない場所に設置しましょう。
- ・ 自動車のアイドリングは騒音防止の観点からも、必要最小限にしましょう。
- ・ 車両の不正改造はやめましょう。
- ・ 飼い犬などの鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

不法投棄、ポイ捨ての防止

- ・ 不法投棄、ポイ捨ては犯罪です。ごみは分別を行い、適切に処分をし、絶対に不法投棄やポイ捨てを行わないようにしましょう。
- ・ 不法投棄を発見したら速やかに土地や建物の占有者（管理者）または関係機関に通報するなど、早期発見、早期対応に努めましょう。
- ・ 敷地内への不法投棄を防止するために、敷地内の適正な管理を行い、ごみを放置することのないように努めましょう。
- ・ 側溝や水路を定期的に清掃することで、ごみや泥を溜めないようにしましょう。
- ・ 諏訪湖や河川の清掃に積極的に参加しましょう。
- ・ 犬のふんは飼い主が必ず持ち帰りましょう。

《事業者のみなさんは》

公害*防止管理の徹底と、事故および汚染の予防

- ・ 日常管理を徹底し、環境関連の事故および汚染の発生を予防しましょう。
- ・ 『大気汚染防止法』、『水質汚濁防止法』、『騒音・振動規制法』などにかかわる特定の施設を保有する事業者は、『特定工場における公害防止組織の整備に関する法律』に基づき、公害防止統括者などの選任や、公害防止組織を整備し、役割責任を明確にして公害防止を図るよう義務付けられています。
- ・ 事業所における公害関連の管理基準（値）は、リスク回避のため法令の基準より厳しい自主基準を設けて管理することを推奨します。
- ・ 地下タンクの漏洩検査、排水・排煙検査など、法規制を受ける公害関連の検査は確実に実施し、記録を残しましょう。環境事故防止には予防、予知施策（リスク管理）を確立して運用管理することが肝要です。
- ・ 公害や環境関連事故が発生した場合、直ちに適切な処理を行い、発生原因を明確にして再発防止策を確立し、維持管理しましょう。

有害化学物質による汚染防止

- ・ 事業者は、製造工程設計の際、有害な環境関連物質を使用しない製造方法を採用しましょう。法令における使用禁止物質以外であっても、『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（略称：化管法）』に規定する、『化学物質排出移動量届出制度（略称：P R T R*制度）』の指定化学物質は極力使用しないことが管理を容易にします。
- ・ 有害化学物質使用の際には、適正な管理を行いましょよう。

事業所からの排水処理管理と、土壌・地下水の汚染防止

- ・ 事業所などからの廃水は、定められた排水処理を行って放流し、また、排水処理施設は適切な維持管理を行いましょよう。
- ・ 排水処理施設のない事業者は、外部委託処理を確実に行いましょよう。
- ・ 廃液および廃油類は、貯留施設などで維持管理を徹底して、河川などへの漏出や地下への浸透を防ぎましょよう。
- ・ 燃料や、有害物質の河川への流出防止、地下浸透を防ぐため、保管タンクおよび配管などの点検（加圧漏洩試験など）を行いましょよう。
- ・ 自主的に土壌調査を行い、人の健康や生活環境への被害防止に努めましょよう。
- ・ 用途変更時は確実な調査を行い、汚染が顕在化した場合は土壌の入れ替えなどの方法で土地の浄化が必要です。

農作物などへの殺虫剤、除草剤などの適正使用

- ・ 地下水汚染*の防止、栽培作物の安全性のため、殺虫剤や除草剤の過剰散布をやめましょよう。

事業所、および建設作業における騒音・振動防止

- ・ 騒音、振動規制法の特定施設を所有する事業者、および特定建設作業を行う事業者は、外部への騒音、振動防止のための施策が必要です。
- ・ 騒音、振動の特定工場、および特定建設作業の指定にかかわらず、機械設備は維持管理し、騒音、振動の発生を防止しましょよう。
- ・ 空調機の室外機や送風機などの大きな音の出る設備は、近隣に影響の少ない場所に設置し、常に点検を行いましょよう。
- ・ 社用車や建設機械などのアイドリングをやめ、荷役作業時の騒音が近隣の迷惑にならないよう配慮しましょよう。
- ・ 騒音、振動が発生する作業などを行う際には、近隣へ配慮し、騒音、振動の発生を最小限にしましょよう。

営業騒音の防止

- ・ 飲食業などにおける、騒音防止に配慮しましょよう。特に深夜は、近隣の生活環境に影響が出ないよう配慮しましょよう。
- ・ 拡声器や音響機器を使用する際は、近隣の生活環境を損なうことのないよう配慮しましょよう。

悪臭発生の防止

- ・ 事業所から発生する臭気が、近隣の生活環境を損なうことのないように配慮しましょう。
- ・ 排気ダクトの排出口は高さ、向き、形状などに配慮し、排気が大気に十分拡散されるようにしましょう。

野外焼却（野焼き）、不法投棄、ポイ捨ての禁止

- ・ 事業系廃棄物の適正な処理を行い、不法投棄などの違法な処理をしないようにしましょう。
- ・ 野外焼却（野焼き）、不法投棄、ポイ捨て防止の意識の向上を図りましょう。

光害の防止

- ・ 照明を使用する際には過剰な明るさをやめ、必要な時間帯にとどめるなど、周辺の環境に配慮しましょう。
- ・ 太陽光パネルの設置による光の反射などに注意し、近隣の住民生活に影響が出ないように配慮しましょう。

敷地の緑化

- ・ 植物は空気浄化作用があるため、緑化を推進しましょう。

ごみの自家処理のうち、野焼きは法律で禁止されています。

少量の落ち葉たき（ビニールや紙くずは禁止）や農家での稲わらの焼却などは例外として認められていますが、これらの場合でも時間帯や風向きに注意して、近隣の迷惑にならないよう十分配慮しましょう。



ポイ捨て・不法投棄は犯罪です！！

ポイ捨て・不法投棄は、景観を損ねるだけではなく、周辺の環境や生態系へも悪影響を及ぼします。ごみ捨てのルールを守り、きれいで清潔なまちをめざしましょう。

